令和８年10月22日

総務省における物品等の契約に係る指名停止措置について

総務省は、以下の事業者に対して、本日、物品等の契約に係る指名停止措置を行いました。

記

１　対象事業者
株式会社ワイワークス電気設備

２　指名停止の期間
令和８年10月22日から令和９年１月21日まで

３　指名停止の理由
同社は、令和８年８月31日付で落札した当省統計局の「総務省第二庁舎４階及び７階大会議室等LED照明更新作業の請負」の履行に当たり、仕様書で求める特注器具について、入札前に同局から当該器具に係る説明及び製品規格等の確認依頼を行ったにも関わらず、メーカーから正確な調達価格の情報を得ないまま自社で積算した見積額により入札を行った結果、落札決定後、同金額内では受注不可な状況が判明し、９月30日に契約締結辞退に至ったものである。

このことは、総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領にある「業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。」（別表２第11号）に該当するため。

（本件問い合わせ先）
総務省大臣官房会計課監査指導係
担当者：田中、山内
ＴＥＬ：03-5253-5135